

# 「佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）における太陽光発電設備導入（PPA）事業」実施事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本事業は、佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）に太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギー由来電力の供給を行うことにより、温室効果ガスの排出を抑制し、佐渡市における脱炭素先行地域の取組に資することを目的とする。

## 2 事業内容

別紙「佐渡汽船ターミナル（両津港・小木港）における太陽光発電設備導入（PPA）事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 プロポーザル方式の理由

価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定されるおそれがあることから、広く公募により専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受けて公正に評価し、事業予定者を選定することが有効であるため公募型プロポーザル方式を採用する。

## 4 対象施設

施設名	所在地	受電電圧 契約電力	30分デマンドデータ平均の最小値※
両津港ターミナル	佐渡市両津湊353番地	高圧 122kW	62.3kWh
小木港ターミナル	佐渡市小木町1950番地	高圧 49kW	7.5kWh

※ 平均の最小値とは、令和6年度の365日の中で、午前7時30分から午後7時までの消費電力の平均を時間帯(30分)ごとに算出し、その中での最小値を2倍して1時間あたりの消費電力を算出したもの。

## 5 スケジュール

本募集等に係るスケジュールは下表のとおりとする。書類等の受付等については、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、スケジュールを変更する場合には、全ての参加表明者に対して連絡を行う。

	内容	実施日
1	募集要領公表	令和8年6月25日(木)
2	現地視察期間	令和8年7月3日(金)から 令和8年7月17日(金)まで
3	参加表明書等提出期限	令和8年8月5日(水)
4	参加資格結果通知期限	令和8年8月7日(金)
5	質問書の提出期限	令和8年8月24日(月)
6	質問に対する回答期限	令和8年8月28日(金)
7	企画提案書等提出期限	令和8年9月7日(月)
8	プレゼンテーション審査の実施	令和8年9月中旬
9	審査結果通知・公表	令和8年9月中旬

※参加資格結果通知および質問に対する回答は随時行う。

## 6 参加資格

本事業の参加者は参加意向表明書(様式第1号)を提出する時点で次の資格要件をすべて満たさなければならない。

また、単体法人にあつては、次の要件の全てを満たすものとし、複数の法人で構成される企業グループにあつては、(1)～(6)については企業グループを構成する法人(以下「構成員」という。)の全てが、(7)～(9)については企業グループとして満たすものとする。

なお、企業グループとして応募する場合は、構成員の中から代表とする法人(以下「代表者」という。)を定め、代表者が企画提案書を提出することとし、参加申込後に構成員を変更すること及び代表者が提案内容の全てを他の法人に再委託することは認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本参加意向表明書を提出した日から、プロポーザルにおける審査結果通知の日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税または県税を滞納していない者であること。
- (7) 実際に電気工事を施工する者(参加者本人又は参加者本人が業務の一部を委任又は

請け負わせた者)は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 令和8・9年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿に電気工事業として登録されている又はプロポーザルにおける審査結果通知の日までに登録を得る見込みであること。

イ 新潟県内に本社、支社、営業所等を有すること。

ウ (1)～(6)をすべて満たしていること。

エ 過去10年以内に、20kW以上の太陽光発電設備(以下「設備」という。)設置業務を行った、又は行っている実績を有すること(業務実績は公共事業、民間事業を問わず、元請け、下請けを問わない)。

(8) 実際に設備の維持管理を行う者(参加者本人又は参加者本人が業務の一部を委任又は請け負わせた者)は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 電気主任技術者を実施体制の中に含んでいること。

イ (1)～(6)をすべて満たしていること。

ウ 十分な業務遂行能力を有し、緊急時には速やかに対応できる体制を組んでいること。

(9) 実際に対象施設の調査を行う者(参加者本人又は参加者本人が業務の一部を委任又は請け負わせた者)は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 一級建築士を実施体制の中に含んでいること。

イ (1)～(6)をすべて満たしていること。

## 7 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書を提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭や電話等による質疑は受け付けない。

(1) 提出書類：質問書(様式第2号)

(2) 提出期限：令和8年8月24日(月)午後5時

(3) 提出方法：電子メール

※ 電子メールの件名を「佐渡汽船ターミナル(両津港・小木港)太陽光発電設備導入(PPA)事業」質問」とすること。

(4) 提出先：18問合せ先に同じ

(5) 回答：令和8年8月28日(金)までに新潟県ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

## 8 現地視察

現地視察を希望する場合は、視察箇所希望表を提出すること。

(1) 提出書類：視察箇所希望表(様式第3号)

(2) 提出期限：希望する日の1週間前

(3) 提出方法：電子メール

※ 電子メールの件名を「佐渡汽船ターミナル(両津港・小木港)太陽光発電設備導入(PPA)事業」現地視察申込」とすること

- (4) 提出先：18問合せ先に同じ
- (5) 視察期間：令和8年7月3日（金）から令和8年7月17日（金）まで
- (6) 視察の有無は直接的な評価に影響しない。
- (7) 参加人数は提案者毎に6名までとする。
- (8) 現地視察には事務局職員が同行する。

## 9 参加申し込み方法等

### (1) 提出書類

企画提案を行おうとする者は、次の書類（各1部）を提出すること。

#### ア 参加意向表明書（様式第1号）

次の証明書を添付すること。なお、令和8・9年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている場合は添付不要とする。

- (ア) 国税及び県税の未納額がないことの証明  
（証明年月日が参加意向表明書提出日の3か月以内に発行されたのもの）
- (イ) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
（証明年月日が参加意向表明書提出日の3か月以内に発行されたのもの）

※(ア)、(イ)は写し可

#### イ 法人概要書（様式第4号）

会社パンフレット等を1部添付すること。

#### ウ 関連業務実績概要書（様式第5号）

実際に電気工事を施工する者（参加者本人又は参加者が業務の一部を委任又は請け負わせた者）が実施した20kW以上の主な設備施工実績（現在実施中のものを含む。）

また、PPAでの太陽光発電導入実績、その他再生可能エネルギー導入実績、ZEB等の運営実績があれば記載すること。

※ 契約候補者となった場合、実績を確認するため、契約書の写しの提出を求める。

#### エ 業務実施体制概要書（様式第6号）

※ 本業務に従事予定の総括責任者名、業務の一部を委任又は請け負わせる場合はその法人名、担当者の氏名、人数、保有資格などを記載すること。

#### オ 誓約書（様式第7号）

### (2) 提出期限：令和8年8月5日（水）【必着】

### (3) 提出方法：電子メール、持参または郵送

※ 郵送で提出する場合は8月5日（水）必着とし、配達証明書等送付を証明する手段にすること。

### (4) 提出先：18問合せ先に同じ

## 10 資格の確認等

参加申込みをした者全員に対し、令和8年8月7日（金）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行うとともに、提案資格を有している者には、施設図面、耐震補

強設計報告書（両津港ターミナルのみ）、参考単価、電力の30分デマンドデータ値を提供する。

## 11 企画提案書

### (1) 企画提案書（様式第8号）の内容

提案は、次の項目について行い、提案の内容は「仕様書」の内容を踏まえたものとする。また、提案施設は、事業が可能と判断する施設のみでよい。

#### ア 技術提案

##### (ア) 導入設備の内容

導入設備の内容及びその容量等を具体的、かつ分かりやすく記載すること。

※ 仕様書に記載された各施設の設備データ（設備容量等）はコンサルタントの調査結果を示したものであり、設置を予定している設備容量の最大値を示すものではない。

##### (イ) 温室効果ガス排出削減量

※ 温室効果ガス排出量削減量の算定にあたっては、係数は「0.423kgCO<sub>2</sub>/kWh」を用いること。

##### (ウ) 県補助金

太陽光発電設備等の整備に要した費用の一部について、県から事業者に対して補助金（整備費用の2/3以内かつ太陽光発電システム1kWにつき207千円以内）を支払う予定である。提案にあたっては、整備費用及び補助額を明記すること。なお、撤去費は対象に含まない。

※ 補助金は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり事業)を活用しており、脱炭素先行地域づくり事業の交付要件を満たす必要がある。提案された設備容量に応じて、補助金の額について県が環境省と協議する。

また、補助金を受けるにあたっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。なお、敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。

#### イ 実施体制

(ア) 運用期間、実施体制、設備導入工程表、事業フロー（発電開始時期を含む）及び運用期間における維持管理等のスケジュール

##### (イ) 県内業者の活用計画

県内業者の活用計画について記載すること。県内の事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。

(ウ) 運用期間中のメンテナンス計画及び実施体制など

(エ) 事業実施・継続に関する保証

設備の導入から運転期間中、撤去までに係るすべての保証

(オ) 過去5年間分の貸借対照表、損益計算書

(カ) 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

ウ 独自提案

- (ア) 事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫  
具体的な取組を提案すること
- (イ) その他の具体的かつ実現性のある提案  
(エネルギー供給の現状改善/持続可能な施設運用など)

エ 業務遂行能力の確保

メンテナンス計画（機器更新計画含む）や実施体制等

オ リスク管理

事業実施中に発生するリスク対応

「仕様書【別紙1】 予想されるリスクと責任分担表」に係る対応など

カ 電気料金

電気料金の概算単価（P P A単価）

運転期間中における各施設での負担額の見込み（現行の総額料金との比較、運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等）

電気料金の額は、「参考単価」より廉価になるよう努めること。

(2) 提出書類・部数

下表からなる企画提案書類（8部）とデータ（すべてPDF形式）を保存した電子媒体(CD-R)（1枚）を提出すること。

様式毎に1枚に収めることとし、補足資料の添付も認める。

書類名	様式番号	記載内容
1 企画提案書	様式第8号-1	
2 技術提案	様式第8号-2	前項アについて
3 実施体制	様式第8号-3	前項イについて
4 独自提案	様式第8号-4	前項ウについて
5 業務遂行能力の確保	様式第8号-5	前項エについて
6 リスク対応	様式第8号-6	前項オについて
7 電気料金（P P A単価）	様式第8号-7	前項カについて

※ 「イ実施体制」は、代表事業者名、実施体制に含まれる協力事業者名を示し、それぞれの事業者の役割分担を示した体制図も記載すること。

※ 資格・経験等を証明する書類を添付すること。

(3) 提出期限：令和8年9月7日（月）

(4) 提出方法：持参または郵送

※ 郵送で提出する場合は9月7日（月）必着とし、配達証明書等の送付を証明する手段を用いること。

(5) 提出先：18問合せ先に同じ

(6) 留意事項

企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 提案は文書で簡潔に記載すること。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとする。

エ 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。

## 12 参加の辞退

- (1) 参加申し込み手続きを行った者は、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を「18 問合せ先」に提出すること。

## 13 プレゼンテーション及びヒアリング

県は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、電子メールで通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては、事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

なお、プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

- (1) 日時・場所：令和8年9月中旬  
※ 詳細な日時及び会場は別途通知する。
- (2) 所要時間：企画提案の説明30分、質疑応答20分の計50分
- (3) 出席者数：5名以内  
※ 状況に応じてプレゼンテーションをオンライン審査に変更する場合があります、この場合には別途通知する。

## 14 評価方法及び評価基準

- (1) 評価方法  
本プロポーザルについては、県が設置する審査委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。なお、審査結果は、全ての提案者に対し、電子メールで通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。
- (2) 評価項目、配点、審査の形態  
企画提案書及びプレゼンテーションにおける説明・質疑応答の内容から、下表の評価項目によって審査を行い、最も優れた提案をした者を事業予定者とする。

No	評価項目	評価内容	配点	総合点
1	技術提案	(1) 導入設備の内容、容量に具体的な提案があるか (提案施設数、施設ごとの太陽光発電設備出力 (kW) )	20	40
		(2) 技術提案に具体性・妥当性があるか	10	
		(3) 温室効果ガス排出量の削減効果が高いか	5	

		(4)設置費用で優位性はあるか 太陽光発電設備の設置に要する費用についての県補助金 (予定) (整備費用の2/3以内かつ太陽光発電システム1kWにつき207千円以内)を含む	5	
2	実施体制	(1)工事遂行能力の確保 無理のない実施体制、施工スケジュールであるか	5	15
		(2)県内業者の活用 県内業者を活用する提案となっているか	5	
		(3)長期契約における事業継続性についての保証等 ・長期間(最長20年間)の事業期間に対し、事業継続を保証できる提案となっているか ・財務状況、資金調達等に問題がないか	5	
3	独自提案	事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫 (具体的な取組の提案となっているか)	10	15
		その他の具体的かつ実現性のある独自提案となっているか (エネルギー供給の現状改善/持続可能な施設運用など)	5	
4	業務遂行能力の確保	明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか (定期点検、設備更新計画、業務実績など)	5	5
5	リスク対応	事業実施中に発生するリスクに対応できる提案となっているか。(損害保険、適用範囲、その他対策など)	5	5
6	電気料金 (PPA単価)	電気料金の試算に基づき、提案施設ごとの電気料金がどの程度削減されるか。参考単価に比べて廉価になっているか。	20	20
合計点				100

### (3) 評価基準

各項目の評価基準を次に示す。評価項目は6段階で評価する。

	20点の項目	10点の項目	5点の項目
非常に優れている	20点	10点	5点
優れている	16点	8点	4点
普通/十分	12点	6点	3点
劣る	8点	4点	2点
非常に劣る	4点	2点	1点
提案なし/評価できない	0点	0点	0点

## 15 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と佐渡汽船株式会社が契

約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

## 16 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 参加者の資格要件を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) プレゼンテーション審査に参加しなかった者
- (4) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (5) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

## 17 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、返却をしない。
- (3) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、事業予定者として適当でない認められる場合には、事業予定者に選定しないことがある。
- (4) 事業予定者に選定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、その後の協議により仕様等の訂正・追加・削除を行って確定させた後、同者とサービス提供に関する随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) 本プロポーザルに係る参加申込者及び事業実施者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、開示については同条例第7条に基づき、個人情報や法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示対象としない。
- (7) 事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

## 18 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

事務局：新潟県環境局環境政策課

担 当：田中、澤栗

T E L：025-280-5150

E-mail：ngt030310@pref.niigata.lg.jp